介護サービス事業者等 自主点検シート [令和6年6月版]

【 [訪問介護併設] 第1号事業(相当訪問型サービス・訪問型サービス A)】 訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所で一体的に運営している事業所用

事業所番号	運営法人名
事業所名	法人代表者名
管理者名	記入者名
所 在 地 志木市	記入年月日
電話番号	E-mail

志木市 福祉部 福祉監査室 TEL: 048-456-5365 値通

E-mail: fukushi-kansa@city.shiki.lg.jp

自主点検シートについて

- ・ 利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが、人員・設備・運営基準に適合しているかどうか、介護報酬の請求が算定要件を満たして適正に行われているかどうかなどについて、日常的に確認することが重要です。
- この自主点検シートを活用して、事業所の運営状況について、毎年、定期的な点検をお願いします。
- ・ 市が実地指導を行う際には、事前に事業所でこの自主点検シートを使って点検をいただき、実地指導の前に提出をお願いしています。当日は、このシートに沿って運営状況を確認しますので、事業所の方でもシートの写しを保管しておいてください。
- ・ 「点検結果」欄は、該当する項目 (いる・いない・非該当・適合・不適合) の□を■に、又は手書きの場合はチェックを 入れてください。基準等に不適合の場合は、右枠の「不適合の場合: その状況・改善方法」欄に簡潔に記載してください。
- ※「確認事項」欄で、「訪問介護」、「相当訪問型サービス」又は「訪問型サービスA」の用語については、「サービス」という表記に変更しています。
- ※「確認事項」欄のゴシック体で書かれた部分は、令和6年4月以降の改正部分又は追加部分です。

[点検項目欄に、第1号訪問事業に係る根拠法令等の記載は省略していますが、関係規定は次のとおりです。]

- 志木市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則(令和6年志木市規則第24号)
- ・ 平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等にかかる介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準
- ・ 志木市介護予防・日常生活支援総合事業指定相当訪問型サービス及び指定相当通所型サービスの人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規程 (令和6年志木市告示第73号)
- ・ 志木市介護予防・日常生活支援総合事業指定訪問型サービスA及び指定通所型サービスAの人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規程 (令和6年志木市告示第74号)
- ・ 志木市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準 (令和6年志木市告示)
- ・ 地域支援事業実施要綱(平成18年厚生労働省老健局長通知の別紙)の別添1に定める費用の単位 (別添1に掲げる他は平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働 省告示第127号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18 年厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)に準ずる。)

(目次)

	(目次)	
第	一般原則・基本方針	
1	一般原則	3
2	基本方針	3
第2	2 人員基準	
	みなし規定	3
1	訪問介護員等の員数	3
2	サービス提供責任者	3
2	【A】訪問事業責任者	4
3	管理者	4
第3	3 設備基準	
	みなし規定	5
1	設備及び備品等	5
第4	1 運営基準	ı
1	内容及び手続の説明及び同意	5
2	提供拒否の禁止	5
3	サービス提供困難時の対応	5
4	受給資格等の確認	5
5	要支援認定の申請等に係る援助	6
6	心身の状況等の把握	6
		+
7	介護予防支援事業者等との連携	6
8	計画に沿ったサービスの提供	6
9	サービス計画等の変更の援助	6
10	身分を証する書類の携行	6
11	サービスの提供の記録	6
12	利用料等の受領	6
13	虐待の防止	7
14	同居家族に対するサービス提供の禁止	7
15	利用者に関する市への通知	7
16	緊急時等の対応	7
17	管理者及びサービス提供責任者 (【A】訪問 事業責任者) の責務	7
18	運営規程	8
19	【相当】介護等の総合的な提供	8
20	【A】家事の総合的な提供等	8
21	勤務体制の確保等	8
22	業務継続計画の策定等	8
23	衛生管理等	8
24	掲示	9
25	秘密保持等	9
26	広告	9
27	利益供与の禁止	9
28	不当な働きかけの禁止	9
29	苦情処理	9
30	地域との連携	10
31	事故発生時の対応	10
32	会計の区分	10
33	記録の整備	10
აა	FLYKY / JES IIII	10
34	電磁的記録等	10

※【A】の点検項目で共通する項目については、【A】の表記は省略

第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 1 基本取扱方針	
1 基本取扱方針	
	12
2 具体的取扱方針	12
3 サービスの提供に当たっての留意点	13
第6 介護報酬	
1 基本的事項	14
2 基本的な取扱い	14
3 サービス種類相互の算定関係	15
4 基本となるサービス事業費	15
5 高齢者虐待防止措置未実施減算	15
6 業務継続計画未策定減算	16
7 同一建物に居住する利用者等の取扱い	16
8 初回加算	16
9 生活機能向上連携加算(I)(Ⅱ)	16
10 口腔連携機能強化加算	19
11 介護職員等処遇改善加算	19
第7 その他	
1 変更の届出	24

※以下の加算は省略

- •特別地域訪問介護加算
- 中山間地域等小規模事業所加算
- ・中山間地域等居住者サービス提供加算

	点検する項目: 【共通】と記載された項目+下記の【相当】又は【A】の項目
	・【共通】は、訪問介護と共通する点検項目
「該当する種別の□を■に又はチェックを入れてください。	・【訪介】は、訪問介護の点検項目
	・【共通】【訪介】の点検項目での留意事項等の詳細は、埼玉県が作成した
	「訪問介護」の自主点検表で確認してください。
□ ① 指定相当訪問型サービス	
□ ② 指定 訪問型サービスA (旧介護予防訪問介護の	【相当】(左記の①)、【A】(左記の②) と記載された項目
基準を緩和した基準に従った訪問サービス)	

点検項目		確認事項	点検結果	不適合の場合:その状況・改善方法
第1 一般原	則·基本方針		•	
【相当·A】	1) 利用者の意思	及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立っ	□いる	
1 一般原則	たサービスの提	共に努めていますか。	口いない	
	2) 事業を運営す	るに当たっては、地域との結び付きを重視し、	□いる	
	市町村、他の第	1号事業実施者、その他の保健医療サービス	口いない	
		スを提供する者との連携に努めていますか。		
		、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、		
		備を行うとともに、その従業者に対し、研修	口いない	
	を実施する等の	措置を講じていますか。		
	4) サービスを提	共するにあたっては、法118条の2第1項に規定	□いる	
		関連情報その他必要な情報を活用し、適切か	口いない	
		う努めていますか。		
	5) 事業実施者は	、法人となっていますか。	□いる	
			□いない	
【相当·A】	· ·	その利用者が可能な限りその居宅において、要		
2 基本方針		準該当状態の維持若しくは改善を図り、又は要	L	A state of the sta
		ことを予防し、自立した日常生活を営むことか		
		わたる支援を行うことにより、利用者の心身機	と	回復を図り、もつて利用者の生活機
		上を目指すものとなっていますか。		
第2 人員基 【相当·A】	•	業者が第1号訪問事業者(指定相当訪問型 サービス	フリア『日ス)(かだ字な併みて受け かっ これたの事
みなし規定		来有が第1万部向事業有(有足相当部向空 り一亡) こおいて一体的に運営されている場合は、市の定め		
VII ONIAL	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	問介護事業の人員に関する基準を満たしているもの。		
		ごスA事業者が指定訪問介護事業者又は <mark>指定相当訪問</mark>		
		 業所において一体的に運営されている場合は、指定記		
		けことをもって、指定訪問型サービスA事業の人員に関		
1 計明人# 2		型サービス事業者についても、旧介護予防訪問介護▷ 業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、		、、回塚のみなし規正かめる。
1 訪問介護員 等の員数			□いる □いない	
守の貝奴		2. 5人以上配置していますか。 に置くべき訪問介護員等の員数は、サービス		
		に直へてきが同川護貞寺の貞数は、リーこへ的に必要と認められる数を配置していますか。		
		の要件(次のいずれかに該当する者)	□v ,*v.	
	(訪介・相当)	Y		
		②看護師等(保健師、看護師、准看護師)		
		③実務者研修修了者		
		④介護職員初任者研修課程を修了した者		
		(同様の旧研修課程(介護職員基礎研修課程、	訪問介護に	関する1級課程・2級課程)を修了
		している者は、介護職員初任者研修課程の修	了の要件を	満たしているものとして取扱う。)
		⑤生活援助従事者研修課程を修了した者(生活援助の	サービスのみに従事可能)
	[A]	上記①~⑤		
		⑥認定訪問介護員(朝霞市・志木市・新座市	認定訪問介護	護員合同養成研修を修了した者)
【訪介·相当】	1) 常勤の訪問介	護員等であって、専らサービスに従事するもの	□いる	
2 サービス	のうち、利用者の	数が40人又はその端数を増すごとに1人以	口いない	
提供責任者	上の者をサービ	ス提供責任者としていますか。		

	なお、利用者の数が40人を超える事業所は、常勤換算方法とすることができます。
	※「 <u>利用者</u> 」
	・ 指定訪問介護事業者が、第1号訪問事業者(指定相当訪問型サービスに限る。)の指定を併せて受け、か
	つ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、それぞれの事業の利用者を含める。
	・ 利用者の数は、前3月の平均値(暦月ごとの実利用者の数を合算し、3で除した数)を用いる。
	・ 【訪介のみ】 通院等乗降介助のみを利用した者の当該月における利用者の数は、0.1人とする。
	※ 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。
	※ 利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看
	護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。
	※ 業務に支障がない範囲で介護保険外のサービス (p12) にも従事することは可能とされている。
	※ 常勤換算方法とすることができる「利用者の数が40人を超える事業所」の取扱い
	・非常勤のサービス提供責任者は、当該事業所において定められている勤務時間が、常勤の訪問介護員
	等が勤務すべき時間数の2分の1以上に達している者でなければならない。
	・ 配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を40で除して得られた数(小数第1位に切り
	上げた数)以上とする。
	・ なお、次のとおり「常勤」のサービス提供責任者の配置が必要となる。
	(利用者の数が41人以上、200人以下)
	常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1人を減じて得られる
	数以上
	(利用者の数が201人以上)
	常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数の3分の2 (1の位に切り
	上げた数)以上
	※ 具体的な必要数は、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
	(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」の別表1に示されている。
	2) 1)にかかわらず、次の要件を全て満たす事業所において、サロいる
	ービス提供責任者を利用者の数が50人又はその端数を増す □いない
	ことに1人以上としていますか。
	①常勤のサービス提供責任者を3人以上配置している。
	②サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している。
	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間
	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間 を除く。)が1月当たり30時間以内であること。
	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。
	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。
	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 3) サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任 □いる
	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。
	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 3) サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任 □いる
	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 3) サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任 □いる □いない
	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 3) サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任 □いる □いない □介護福祉士
	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 3) サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任 していますか。 ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師)
	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 ③ サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任 していますか。 ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師) ③実務者研修修了者
	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 3) サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任 していますか。 ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師) ③実務者研修修了者 ④旧介護職員基礎研修課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者
	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 ③ サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任 口いるしていますか。 ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師) ③実務者研修修了者 ④旧介護職員基礎研修課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ※ 介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護に関する旧2級課程修了者は、平成31年度からは該当しなく
[A]	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 ③ サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任 □いるしていますか。 ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師) ③実務者研修修了者 ④旧介護職員基礎研修課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ※ 介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護に関する旧2級課程修了者は、平成31年度からは該当しなくなった。
【A】 2 訪問事業	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 ③ サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任しいるしていますか。 ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師) ③実務者研修修了者 ④旧介護職員基礎研修課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ・ 介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護に関する旧2級課程修了者は、平成31年度からは該当しなくなった。 1) 訪問介護員等のうち、専らサービスに従事するもののうち、□いる
2 訪問事業	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 ③ サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任しいるしていますか。 ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師) ③実務者研修修了者 ④旧介護職員基礎研修課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ※ 介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護に関する旧2級課程修了者は、平成31年度からは該当しなくなった。 1) 訪問介護員等のうち、専らサービスに従事するもののうち、口いる利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者口いない
2 訪問事業	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 ③ サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任していますか。 ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師) ③実務者研修修了者 ④旧介護職員基礎研修課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ※ 介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護に関する旧2級課程修了者は、平成31年度からは該当しなくなった。 1) 訪問介護員等のうち、専らサービスに従事するもののうち、口いる利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者口いないとしていますか。
2 訪問事業	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 ③ サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任していますか。 ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師) ③実務者研修修了者 ④旧介護職員基礎研修課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ※ 介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護に関する旧2級課程修了者は、平成31年度からは該当しなくなった。 1) 訪問介護員等のうち、専らサービスに従事するもののうち、口いる利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としていますか。 ※「利用者」 指定訪問型サービスA事業者が、指定訪問介護事業者又は指定相当訪問型サービス事業者の指定
2 訪問事業	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 ③ サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任していますか。 ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師) ③実務者研修修了者 ④旧介護職員基礎研修課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ※ 介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護に関する旧2級課程修了者は、平成31年度からは該当しなくなった。 1) 訪問介護員等のうち、専らサービスに従事するもののうち、口いる利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としていますか。 ※「利用者」 指定訪問型サービスA事業者が、指定訪問介護事業者又は指定相当訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、それぞれの事
【A】 2 訪問事業 責任者	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 ③ サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任していますか。 ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師) ③実務者研修修了者 ④旧介護職員基礎研修課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ※ 介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護に関する旧2級課程修了者は、平成31年度からは該当しなくなった。 1) 訪問介護員等のうち、専らサービスに従事するもののうち、利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としていますか。 ※「利用者」 指定訪問型サービスA事業者が、指定訪問介護事業者又は指定相当訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、それぞれの事業の利用者を含める。
2 訪問事業	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 ③ サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任 □いる □いない ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師) ③実務者研修修了者 ④旧介護職員基礎研修課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ※ 介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護に関する旧2級課程修了者は、平成31年度からは該当しなくなった。 1) 訪問介護員等のうち、専らサービスに従事するもののうち、 □いる □いない としていますか。 ※「利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としていますか。 ※「利用者」 指定訪問型サービスA事業者が、指定訪問介護事業者又は指定相当訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、それぞれの事業の利用者を含める。 ※ 利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看
2 訪問事業	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 ③ サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任していますか。 ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師) ③実務者研修修了者 ④旧介護職員基礎研修課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ※ 介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護に関する旧2級課程修了者は、平成31年度からは該当しなくなった。 1) 訪問介護員等のうち、専らサービスに従事するもののうち、口いる利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としていますか。 ※「利用者」 指定訪問型サービスA事業者が、指定訪問介護事業者又は指定相当訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、それぞれの事業の利用者を含める。 ※ 利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。
2 訪問事業	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 ③ サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任しいるしていますか。 ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師) ③実務者研修修了者 ④旧介護職員基礎研修課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ※ 介護職員初任者研修課程を修了した者 ※ 介護職員列任者研修課程を修了した者 … がまましていますが、 ※「利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者しいないとしていますか。 ※「利用者」 指定訪問型サービスム事業者が、指定訪問介護事業者又は指定相当訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、それぞれの事業の利用者を含める。 ※ 利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。
2 訪問事業	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 ③ サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任しいるしていますか。 ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師) ③実務者研修修了者 ④旧介護職員基礎研修課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ※ 介護職員初任者研修課程を修了した者 ※ 介護職員初任者研修課程を修了した者 「訪問介護し関する旧1級課程を修了も、訪問介護に関する旧2級課程修了者は、平成31年度からは該当しなくなった。 1) 訪問介護員等のうち、専らサービスに従事するもののうち、口いる利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としていますか。 ※「利用者」 指定訪問型サービス4事業者が、指定訪問介護事業者又は指定相当訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、それぞれの事業の利用者を含める。 ※ 利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 2) 訪問事業責任者は、次のいずれかに該当する者から選任しているしいない
2 訪問事業	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 ③ サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任していますか。 ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師) ③実務者研修修了者 ④旧介護職員基礎研修課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ※ 介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護に関する旧2級課程修了者は、平成31年度からは該当しなくなった。 1) 訪問介護員等のうち、専らサービスに従事するもののうち、利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としていますか。 ※「利用者」 指定訪問型サービスA事業者が、指定訪問介護事業者又は指定相当訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、それぞれの事業の利用者を含める。 ※ 利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 2) 訪問事業責任者は、次のいずれかに該当する者から選任していますか。 上記「サービス提供責任者」の資格①~⑤
2 訪問事業責任者	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 ③ サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任していますか。 ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師) ③実務者研修修了者 ④旧介護職員基礎研修課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ③訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ※ 介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護に関する旧2級課程修了者は、平成31年度からは該当しなくなった。 1) 訪問介護員等のうち、専らサービスに従事するもののうち、利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としていますか。 ※ 「利用者」 指定訪問型サービス事業者が、指定訪問介護事業者又は指定相当訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、それぞれの事業の利用者を含める。 ※ 利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 ② 訪問事業責任者は、次のいずれかに該当する者から選任していますか。 上記「サービス提供責任者」の資格①~⑤ ⑥認定訪問介護員(朝霞市・志木市・新座市 認定訪問介護員合同養成研修を修了した者)
2 訪問事業責任者	※「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 ③ サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任しいるしていますか。 ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師) ③実務者研修修了者 ④旧介護職員基礎研修課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ⑥訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ※ 介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護に関する旧2級課程修了者は、平成31年度からは該当しなくなった。 1) 訪問介護員等のうち、専らサービスに従事するもののうち、別問者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者しいないとしていますか。 ※「利用者」 指定訪問型サービス本事業者が、指定訪問介護事業者又は指定相当訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、それぞれの事業の利用者を含める。 ※ 利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 1) 訪問事業責任者は、次のいずれかに該当する者から選任してしいるしいますか。 上記「サービス提供責任者」の資格①~⑤ ⑥認定訪問介護員(朝霞市・志木市・新座市認定訪問介護員合同養成研修を修了した者)事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤(【A】は常勤でしいる
2 訪問事業責任者	※ 「主として従事する」とは、訪問介護員として行ったサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1月当たり30時間以内であること。 ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。 ※ 具体的な必要数は、上記通知の別表2に示されている。 ③ サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する者から選任していますか。 ①介護福祉士 ②看護師等(保健師、看護師、准看護師) ③実務者研修修了者 ④旧介護職員基礎研修課程を修了した者 ⑤訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ③訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ※ 介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護に関する旧2級課程修了者は、平成31年度からは該当しなくなった。 1) 訪問介護員等のうち、専らサービスに従事するもののうち、利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としていますか。 ※ 「利用者」 指定訪問型サービス事業者が、指定訪問介護事業者又は指定相当訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、それぞれの事業の利用者を含める。 ※ 利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 ② 訪問事業責任者は、次のいずれかに該当する者から選任していますか。 上記「サービス提供責任者」の資格①~⑤ ⑥認定訪問介護員(朝霞市・志木市・新座市 認定訪問介護員合同養成研修を修了した者)

	に従事することができるものとされています。	
	※ 県では、居宅サービス事業所等の指定に係る管理者の他職務との兼務	
	① 訪問介護での兼務可能な職務の例 管理者とサービス提供責任者	者(常勤の訪問介護員)
	② 他事業所との兼務 管理者同士の兼務のみ認める (同一敷地内)	こあるなどの地理的要件を満たした場合のみ)
	③ ①及び②の両方を兼務することは認められない	
	(「介護保険法に規定する居宅サービス事業所等の管理者の兼務につ	いて」埼玉県福祉部高齢者福祉課)
第3 設備基		
【相当·A】	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	くに限る。) の指定を併せて受け、かつ、これらの事
みなし規定	業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、市の定め	
- 7 G G 7 5 W C	ことをもって、指定訪問介護事業の設備に関する基準を満たしている。	
	※ 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は <mark>指定相当訪問</mark>	
	らの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定記	
	関する基準を満たすことをもって、指定訪問型サービスA事業の設備に関	
	※ 指定相当訪問型サービス事業者についても、旧介護予防訪問介護に	
【共通】	1) サービスを行うために必要な広さの専用の区画を設けてい	口いる
1 設備及び	ますか。	口いない
備品等	2) 事務室又は区画は、利用申込の受付、相談等に対応するのに	
MHH 13	適切なスペースを確保していますか。	□いない
	3) サービスの提供に必要な設備及び備品等を確保し、特に、手	
	指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮	口いない
	していますか。	
第4 運営基		
<u>スタ・・ ALL E</u> 【相当・A】	1) サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は	□いろ
1 内容及び	その家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制	
手続の説明	その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重	
及び同意	当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	安子·京と記した人自己文目 して記りを刊く、
		発生時の対応 ④苦情処理の体制
	※ 同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面(重	
	まい。	
	2) 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項	。 の規定による文書の交付に代えて、第5項に
	定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得	
	処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する	
	る。この場合において、事業実施者は、当該文書を交付したも	
	3) 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへ	
	ことができるものでなければならない。	
	4) 「電子情報処理組織」とは、サービス事業実施者の使用に係る	電子計算機と、利用申込者又はその家族の使
	用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理	組織をいう。
	5) サービス事業実施者は、第2項の規定により第1項の規定す	る重要事項を提供しようとするときは、あら
	かじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に	掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文
	書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	
	6) 前項の規定による承諾を得たサービス提供事業者は、当該利	
	法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申	
	重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし	、当該利用申込者又はその家族が再び前項の
	規定により承諾した場合は、この限りではない。	
【共通】	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	口いる
2 提供拒否の		口いない
禁止	77 ME O 17 ME	
【相当·A】	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適	
3 サービス提供	切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当	
困難時の対応	該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は介護予防支援事	* ***
	業の委託を受けた地域包括支援センター(以下「介護予防支援	
Finals :=	ービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じてい	
【相当·A】	1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保	
4 受給資格等	険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の	
の確認	該当(以下「要支援認定等」という。)の有無及び要支援認定等	至の有効期間を確かめていますか。

	2) 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当	□いる
	該審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めてい	□いない
	ますか。	□非該当
【相当·A】	1) サービス提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利	□いる
5 要支援認定	用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われている	
の申請等に	かどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用	
係る援助	申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必	
1水(0)发成)	2) 介護予防支援又は第1号介護予防支援事業が利用者に対し	
	て行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支	
	援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要	
F1=-11 A F	支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、	
【相当·A】	1) サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事	
6 心身の状況	業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心	l l
等の把握	身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は	は福祉サービスの利用状況等の把握に努めてい
	ますか。	
【相当·A】	1) サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等そ	□いる
7 介護予防支援	の他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密	ロいない
事業者等その他	接な連携に努めていますか。	
保健医療又は福	2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対	□いる
祉サービス提供	して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支	
者との連携	援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉	L L
	ていますか。	
【相当·A】	介護予防・生活支援サービス計画等が作成されている場合	□いる
8 計画に沿った	は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	ロンない
サービスの提供	「は、 当成計画に行うだり ころを提供していまりが。	
	利田老ぶ入業又は 北江土松山 バフミー 放っ木更大を加上	
【相当・A】	利用者が介護予防・生活支援サービス計画等の変更を希望する。	
9 サービス計画	る場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な授助する。	ロンない
等の変更の援助	の他の必要な援助を行っていますか。	
【共通】	訪問介護員等に身分を証する書類(身分を明らかにする証書	
10 身分を	や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族か	ロレガない
証する書類	ら求められたときは、これを提示すべき旨を指導しています	
の携行	η_{i}	
【相当·A】	1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利	□いる
11 サービス	用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必	□いない
の提供の記録	要な事項を、利用者の介護予防・生活支援サービス計画等を記	型載した書面又はこれに準ずる書面 (サービス
	提供票等)に記載していますか。	
	2) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内	□いる
	容等を書面(サービス提供記録等)に記録するとともに、利用	ロいない
	者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法に	こより、その情報を利用者に提供していますか。
【相当·A】	1) 法定代理受領サービスに該当するサービスについての利用	
12 利用料等	者負担として、利用申込者の介護保険負担割合証でその負担割	
の受領	合を確認し、第1号事業支給費基準額の1割、2割又は3割	
以 文牍	応じた割合)の支払を受けていますか。	(IAV) MILLICA O MILLION TO A CALVICE
	19 ・	口いる
	2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際	
	にその利用者から支払を受ける利用料と、第1号事業支給費基	
	にその利用者から支払を受ける利用料と、第1号事業支給費基 準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	ロレプない
	にその利用者から支払を受ける利用料と、第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 3) 1)、2)の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業	□いない □いる
	にその利用者から支払を受ける利用料と、第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 3) 1)、2)の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、	□ いない □ いる □ いない
	にその利用者から支払を受ける利用料と、第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 3) 1)、2)の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることがで	□いない □いる
	にその利用者から支払を受ける利用料と、第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 3) 1)、2)の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。	□いない □いない □非該当
	にその利用者から支払を受ける利用料と、第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 3) 1)、2)の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 4) 3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじ	□ いない □ いない □ 非該当
	にその利用者から支払を受ける利用料と、第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 3) 1)、2)の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。	□ いない □ いない □ 非該当
	にその利用者から支払を受ける利用料と、第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 3) 1)、2)の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 4) 3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじ	□ いない □ いない □ 非該当
	にその利用者から支払を受ける利用料と、第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 3) 1)、2)の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 4) 3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用	□ いない □ いない □ 非該当

【共通】	1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会	
13 虐待の防		□いない
止	る。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員	に周知徹底を図っていますか。
	※ 虐待に該当する行為	
	①利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加える。	<u>_ ح</u> _
	②利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利	ů .
	③利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に	
	④利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行	
	⑤利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産	•
	2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備しています	
	力。	ロいない
	3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施し	ロいる
	ていますか。	口いない
	4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を	□いる
	置いていますか。	□いない
【共通】	訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対するサー	□いる
14 同居家族に	ビスの提供をさせていませんか。	ロレッない
対するサービス		
提供の禁止		
【相当·A】	1) 利用者が正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に	□いる
15 利用者に	従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認めら	
関する市への	れるとき又は要介護状態等になったと認められるときは、遅滞	
通知	なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。	-/
~=^-	2) 利用者が偽りその他不正の行為によって第1号事業支給費	□いる
	る 利用者が高りての他不正の行為によって第1万事来文紹貞 を受け、又は受けようとしたときには、遅滞なく、意見を付し	_ \
	で支い、大は支いようとしたとさには、建備なく、息兄を刊してその旨を市に通知していますか。	
「 「 エンヌ】		
【共通】	現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急	
16 緊急時等	変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への	□いない
の対応	連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	
【相当·A】	1) 管理者は、当該事業所の従業者び業務の管理を一元的に行っ	口いる
17 管理者及び	ていますか。	□いない
サービス提供責任者	2) 管理者は、当該事業所の従業者に、第4の運営基準を遵守さ	□いる
(【A】訓訓事業責任者)	せるために必要な指揮命令を行っていますか。	ロレない
の責務	3) サービス提供責任者(【A】訪問事業責任者)は、次に掲げる	□いる
	業務を行っていますか。	ロレッない
	①サービスの利用の申込みに係る調整をすること。	·
	②利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把	握すること。
	③介護予防支援事業者等 その他保健医療サービス又は福祉 サ	
	に当たり把握した利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者	, - , - , - , - , - , - , - , -
	報の提供を行うこと。	
	④サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業	者等と連携を図ること
	⑤訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指	
	情報を伝達すること。	ATT OF COLCY AND BEANDING OF CAS
	⑥訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。	
	(7)訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する	シート
	⑧訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。) <u> </u>
	②おのののでは、するができる。②その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する。	. ~ L
) _ C ₀
	③での必要な情報の例示・ 変が上見て会っている ロング 取り (変形) () () () () () () () () () (いて、遊の印用を作体にでいて
	・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用して	
	・使いきらないうちに新たに薬が処方されている	・口臭や口腔内出血がある
	・体重の増減が推測される見た目の変化がある	・食事量や食事回数に変化がある
	・下痢や便秘が続いている	・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある
	・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にある	
	※ 生活援助従事者研修修了者を含む訪問介護員等で、これまで	
	問時にサービス提供責任者が同行するなどOJTを通じて支援	
	生活援助従事者研修修了者は生活援助中心型しか提供できな	いことを踏まえ、利用者の状況を判断の上、

	適切な業務管理を行う。	
	※【A】 認定訪問介護員(朝霞市·志木市·新座市 認定訪問介護員	合同養成研修を修了した者)も、生活援助のサー
	ビスしか提供できない。	
【共通】	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に	□いる
18運営規程	関する規程(以下「運営規程」という。)を定めていますか。	ロンない
19,22,00,12	①事業の目的及び運営の方針	⑤通常の事業の実施地域
	②従業者の職種、員数及び職務の内容	⑥緊急時等における対応方法
	③営業日及び営業時間	(7)虐待の防止のための措置に関する事項
		⑧その他運営に関する重要事項
F+0.1/3		
【相当】	事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は	
19 介護等の	調理、洗濯、掃除等の家事(以下「介護等」という。)を常に	
総合的な提供	総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏して	
[A]	1) 事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事を常に	
20 家事の	総合的に提供するものとしていますか。	□いない
総合的な提供	2) 身体介護を行っていませんか。	□いる
等		□いない
【共通】	1) 雇用(労働)契約の締結に際し、従業者に対し、賃金、労働	□いる
21 勤務体制	時間等の労働条件を書面の交付等により明示していますか。	□いない
の確保等	2) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごと	□いる
	に訪問介護員等の勤務の体制を定めていますか。	口いない
	3) 当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供してい	□いる
	ますか。	□いない
	 4) 訪問介護員等の資質の向上のために、研修の機会を確保して	□いる
	いますか。	ロレンない
	4-2) その際、全ての従業者 (医療・福祉関係の資格を有する者	
	を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講さ	ロンバスン
	せるために必要な措置を講じていますか。	
	5) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行	
	われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であ	ロンバン
	って業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の	I
	うく未務工心安がで作当な軋団を起えたものにより、促来すり 針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	が、未来現が古されることを別止りるにめがが
14,31	1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービ	
【共通】	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
22 業務継続計	スの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期	
画の策定等	の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要
	な措置を講じていますか。	
	2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な理解となる。	
	要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	ロいない
	3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務	ロいる
747.2J	継続計画の変更を行っていますか。	ロいない
【共通】		
23 衛生管理	理を行っていますか。	口いない
等	※ 従業者(常時使用する労働者)に対する健康診断は、1年以	
	られている。(労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第449	
	※ 短時間労働者であっても、次の①、②のいずれにも該当する	
	① 期間の定めのない労働契約又は期間1年以上の有期労	
	1年以上使用され、又は使用されることが予定されてい	
	② 週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の	
	※ 健康診断の実施は法で定められたものであるため、その実施	回に要した費用は、 事業者が負担すべきもので
	55.	
	2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めてい	
	ますか。	ロいない
	3) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委	
	員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものと	
	する。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結り	果について従業者に周知徹底を図っています
1	カ ₂	

	4) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備してい	□いる
	ますか。	□いない
	5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研	□いる
	修及び訓練を定期的に実施していますか。	ロンない
【共通】	1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の	□いる
24 掲示	勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると	
2. 100.1	認められる重要事項を掲示していますか。	
	※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項	<u> </u>
	①運営規程の概要、②従業者の勤務体制、③事故発生時の対	
	の第三者評価の実施状況等	
	※ 事業所の見やすい場所	
	本学表別の2000 くりく 300万 重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込書、利用者又	ナスの実施に対して見る力い担託
	※ 従業者の勤務体制	よ C V 7 (A) (大) (二人) () C () C () () () () () () (
	職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、	分学者の氏々まで規一ナスことなせめるもの
		、促来自の人名よく物がすることを不めるもの
	ではない。	
	2) 1)の掲示に代え、1)の事項を記載した書面を事業所に備え付	
	け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにし	
	ていますか。	
	※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込む	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができる	
	3) 原則として、重要事項をウエブサイトに掲載していますか。	
		□いない
【共通】	1) 従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上	
25 秘密保持	知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、	□いない
等	必要な措置を講じていますか。	
	2) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる	□いる
	場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合	□いない
	は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	
	3) 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業	□いる
	者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平	□いない
	成29年厚生労働省)に基づき、利用者及びその家族の個人情幸	を適切に取り扱っていますか。 とであるである。
【共通】	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽	□いる
26 広告	又は誇大なものとなっていませんか。	ロいない
【相当·A】	介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対し	□いる
27 利益供与	て特定の事業者によるサービスを利用させることの対償とし	
の禁止	て、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	
【相当】	介護予防・生活支援サービス計画等の作成又は変更に関し、	□いる
28 不当な働き	介護予防支援事業所等の担当職員又は居宅要支援被保険者等	口いない
かけの禁止	に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求&	ーーー りることその他の不当な働きかけを行っていま
	せんか。	
【共通】	1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に	□いる
29 苦情処理	迅速かつ適切に対応するために、苦情受付の窓口の設置等必要	
	な措置を講じていますか。	
	2) 1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の受付日、その内	□いる
	容等を記録していますか。	ロいない
	3) 市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は	
	市職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情	
	に関して市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受	
	けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を	<u> </u>
	市からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市に報告	
	4) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う	
	調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合において	
	は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	
	国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、当該	
	国の世界体別が建立云がらい水のかのうに物立には、国際していますか。	

【共通】	1) 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者	□いる
30 地域との	からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う	□いない
連携	事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていまっ	ー プカ _る
	2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対	□いる
	してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者	ロいない
	以外に対してもサービスを提供するよう努めていますか。	□非該当
【相当·A】	1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合	
31 事故発生	は、市、利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者	
時の対応	等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	□非該当
ロサウンンリルい	※ 市では、「事故発生時の報告取扱要領」と「事故報告書(様式	
	2) 1)の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録	
	していますか。	□いない
	C CV ' A 9 1/2	
	3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発	
	生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	ロートラント
	ハー 古光光パースの古光の田)と供 トスウセオと何田と インス 田	□非該当
	4) 事業者が、その事業の用に供する自転車を利用している場	
	合、その利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しています	
	カ ₃ 。	
	※ 「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の改正に	こより、平成30年4月1日から、自転車損害保険
	等への加入が義務付けられている。	
	※ 業務として自転車を使用中、誤って他人にケガをさせた場合	
	故に対応する個人賠償責任保険は対応していないため、業務上	この賠償事故を補償する保険等(施設所有管理
	者賠償責任保険等)への加入が必要となる。	
【共通】	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とそ	
32 会計の	の他の事業の会計を区分していますか。	□いない
区分		
【共通】	1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していま	□いる
33 記録の	すか。	□いない
33 記録の 整備	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、	□いる
	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、 その完結の日から2年間保存していますか。	
	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、 その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画	□いる
	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、 その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録	□いる □いない
	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、 その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画	□いる □いない
	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、 その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録	□いる □いない
	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の場	□いる □いない
	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の場 ④利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録	□いる □いない <mark>沈並びに緊急やむを得ない理由の記載</mark>
	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の場合がある。 ③ 1 利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤ 1 苦情の内容等の記録 ⑥ 1 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契	□いる □いない
整備	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の場 ④利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録	□いる □いない
整備	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の場合がある。 ③ 1 利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契	□いる □いない ○いない ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
整備 【共通】 34 電磁的記	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身のサ ④利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(実の死亡、利用者の自立を含む)により、一連のサービス提供が 1) 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、基準の規定において書面(書面、書	□いる □いない 八並びに緊急やむを得ない理由の記載 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
整備	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身のが ④利用者に関する市への通知に係る記録 ③苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(実の死亡、利用者の自立を含む)により、一連のサービス提供が 1) 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、基準の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図	□いる □いない 八並びに緊急やむを得ない理由の記載 沿かの解約・解除・他の施設への入所、利用者 終了した日を指すものとする。 □いる □いない □非該当
整備 【共通】 34 電磁的記	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の場合がある。 ④利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(実の死亡、利用者の自立を含む)により、一連のサービス提供が1)事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、基準の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された。	□いる □いない 八並びに緊急やむを得ない理由の記載 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
整備 【共通】 34 電磁的記	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身のが ④利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(実の死亡、利用者の自立を含む)により、一連のサービス提供が 1) 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、基準の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載されたされている又は想定されるものについては、書面に代えて、当	□いる □いない 沈並びに緊急やむを得ない理由の記載 染の解約・解除・他の施設への入所、利用者 ※了した日を指すものとする。 □いる □いない □非該当 紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定 該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気
整備 【共通】 34 電磁的記	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の場合がある。 ④利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(実の死亡、利用者の自立を含む)により、一連のサービス提供が1)事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、基準の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された。	□いる □いない 沈並びに緊急やむを得ない理由の記載 染の解約・解除・他の施設への入所、利用者 ※了した日を指すものとする。 □いる □いない □非該当 紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定 該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気
整備 【共通】 34 電磁的記	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身のが ④利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(実の死亡、利用者の自立を含む)により、一連のサービス提供が 1) 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、基準の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載されたされている又は想定されるものについては、書面に代えて、当	□いる □いない 沈並びに緊急やむを得ない理由の記載 ※約の解約・解除・他の施設への入所、利用者 ※打した日を指すものとする。 □いる □いない □非該当 紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定 該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気 で作られる記録であって、電子計算機による
整備 【共通】 34 電磁的記	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の対 ④利用者に関する市への通知に係る記録 ③苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(実の死亡、利用者の自立を含む)により、一連のサービス提供が 1) 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、基準の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載されたされている又は想定されるものについては、書面に代えて、当的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式	□いる □いない 沈並びに緊急やむを得ない理由の記載 ②約の解約・解除・他の施設への入所、利用者 ※介した日を指すものとする。 □いる □いない □非該当 ・紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定 該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気 で作られる記録であって、電子計算機による ますが、以下のとおり取り扱っていますか。
整備 【共通】 34 電磁的記	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身のが ④利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(実の死亡、利用者の自立を含む)により、一連のサービス提供が 1) 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、基準の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載されたされている又は想定されるものについては、書面に代えて、当的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができま	□いる □いない 沈並びに緊急やむを得ない理由の記載 ②約の解約・解除・他の施設への入所、利用者 ※済した日を指すものとする。 □いる □いない □非該当 紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定 該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気 で作られる記録であって、電子計算機による ますが、以下のとおり取り扱っていますか。 図密着型サービスの提供に当たる者(以下「事
整備 【共通】 34 電磁的記	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の対 ④利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(実の死亡、利用者の自立を含む)により、一連のサービス提供が 1) 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、基準の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載されたされている又は想定されるものについては、書面に代えて、当的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができ、※ 書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者及び地域	□いる □いない 沈並びに緊急やむを得ない理由の記載 ②約の解約・解除・他の施設への入所、利用者 ※済した日を指すものとする。 □いる □いない □非該当 紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定 該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気 で作られる記録であって、電子計算機による ますが、以下のとおり取り扱っていますか。 図密着型サービスの提供に当たる者(以下「事
整備 【共通】 34 電磁的記	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身のが ④利用者に関する市への通知に係る記録 ③苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(実の死亡、利用者の自立を含む)により、一連のサービス提供が 1) 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、基準の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載されたされている又は想定されるものについては、書面に代えて、当的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる ※ 書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者及び地域業者等」という。)は、基準で規定する書面(被保険者証に関	□いる □いない 沈並びに緊急やむを得ない理由の記載 沈約の解約・解除・他の施設への入所、利用者 ※ これのとでは、
整備 【共通】 34 電磁的記	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身のが ④利用者に関する市への通知に係る記録 ③苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(実の死亡、利用者の自立を含む)により、一連のサービス提供が 1) 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、基準の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載されたされている又は想定されるものについては、書面に代えて、当的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 ※ 書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者及び地域業者等」という。)は、基準で規定する書面(被保険者証に関る電磁的記録により行うことができることとしたものである。	□いる □いない 沈並びに緊急やむを得ない理由の記載 沈約の解約・解除・他の施設への入所、利用者 ※ これのとでは、
整備 【共通】 34 電磁的記	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の場 ④利用者に関する市への通知に係る記録 ③苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(実の死亡、利用者の自立を含む)により、一連のサービス提供が 1) 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、基準の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載されたされている又は想定されるものについては、書面に代えて、当的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができない方式情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができない方式情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができることとしたものである。 ① 電磁的記録により行うことができることとしたものである。 ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算	□いる □いない ②約の解約・解除・他の施設への入所、利用者 終了した日を指すものとする。 □いる □いない □非該当 紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定 該該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気 で作られる記録であって、電子計算機による ますが、以下のとおり取り扱っていますか。 「弦着型サービスの提供に当たる者(以下「事 するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げ 「機に備えられたファイルに記録する方法又は
整備 【共通】 34 電磁的記	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身のが ④利用者に関する市への通知に係る記録 ③苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(実の死亡、利用者の自立を含む)により、一連のサービス提供が 1) 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、基準の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載されたされている又は想定されるものについては、書面に代えて、当的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができ、※ 書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者及び地域業者等」という。)は、基準で規定する書面(被保険者証に関る電磁的記録により行うことができることとしたものである。 ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算磁器ディスク等をもって調製する方法によること。	□いる □いない ②約の解約・解除・他の施設への入所、利用者 終了した日を指すものとする。 □いる □いない □非該当 ※紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定 該該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気 で作られる記録であって、電子計算機による ますが、以下のとおり取り扱っていますか。 ※密着型サービスの提供に当たる者(以下「事 するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げ が機に備えられたファイルに記録する方法又は と。
整備 【共通】 34 電磁的記	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身のが ④利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(実の死亡、利用者の自立を含む)により、一連のサービス提供が 1) 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、基準の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載されたされている又は想定されるものについては、書面に代えて、当的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができまい方式情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができまない方式情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができまない方式情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができまない方式情報の理の用に供されるものをいう。)により行うことができまない方式情報の理が表している。)により行うことができまます。 ※ 書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者及び地域業者等」という。)は、基準で規定する書面(被保険者証に関る電磁的記録により行うことができることとしたものである。 ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算磁器ディスク等をもって調製する方法によること。 ② 電子的記録による保存は、以下のいずれかの方法によるこ	□いる □いない ②約の解約・解除・他の施設への入所、利用者 終了した日を指すものとする。 □いる □いない □非該当 ※紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定 該該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気 で作られる記録であって、電子計算機による ますが、以下のとおり取り扱っていますか。 ※密着型サービスの提供に当たる者(以下「事 するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げ が機に備えられたファイルに記録する方法又は と。
整備 【共通】 34 電磁的記	2) 利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービスに係る計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身のが ④利用者に関する市への通知に係る記録 ③苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(実の死亡、利用者の自立を含む)により、一連のサービス提供が 1) 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、基準の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載されたされている又は想定されるものについては、書面に代えて、当的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができままれている又は想定されるものをいう。)により行うことができるに発の無難を関する書面(被保険者証に関する電磁的記録により行うことができることとしたものである。 ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算磁器ディスク等をもって調製する方法によること。 ② 電子的記録による保存は、以下のいずれかの方法によるこa 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算	□いる □いない ②約の解約・解除・他の施設への入所、利用者 ※新の解約・解除・他の施設への入所、利用者 ※所でした日を指すものとする。 □いる □いない □非該当 ※紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定 試該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気 だで作られる記録であって、電子計算機による ますが、以下のとおり取り扱っていますか。 ※密着型サービスの提供に当たる者(以下「事するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げ 、機に備えられたファイルに記録する方法又は と。 、機に備えられたファイル又は磁気ディスク等

- ③ その他、基準31条1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。
- ④ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- 2) 事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、□いる 承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)□いない のうち、基準の規定において書面で行うことが規定されている□非該当 又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方

又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができるが、以下のとおり取り扱っていますか。

- ※ 利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができるものとしたものである。
 - ① 電磁的方法による交付は、基準3条の7第2項から6項までの規定に準じた方法によること。
 - ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。
 - ③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。
 - ④ その他、この基準において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた 方法によること。ただし、基準又は基準通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該 定めに従うこと。
 - ⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

第5 介護予	防のための効果的な支援の方法に関する基準
【相当·A】	1) サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設 □いる
1 基本	定し、計画的に行われていますか。
取扱方針	2) 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常 □いる
	にその改善を図っていますか。
	※ 提供されたサービスについては、訪問サービスの計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の
	満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならない。
	3) 事業者はサービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介 口いる
	護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよ□いない
	う支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。
	4) 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することが □いる
	できるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 □いない
	** 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、
	サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す
	支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないように
	文版を行う]ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なす。ころ促供をしないように 配慮すること。
	10.00.9 ること。 5) 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケ □いる
	った。
	が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。
	※ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの
	提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、
F1=-15 AF	適切な働きかけを行うよう努めること。
【相当·A】	1) サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師から口いる
2 具体的	の情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法に□いない□
取扱方針	より、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行ってい
	ますか。
	2) サービス提供責任者 (【A】 訪問事業責任者) は、1)に規定す □いる
	る利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービス┃□いない┃
	の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問
	サービスの計画を作成していますか。
	※ 利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、
	これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明ら
	かにする。
	3) 訪問サービスの計画は、既に介護予防サービス計画等が作成 □いる
	されている場合は当該計画の内容に沿って作成していますか。 □いない
	※ 訪問サービスの計画の作成後に介護予防サービス計画等が作成された場合は、当該サービス計画が介護予
	防サービス計画等に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
	4) サービス提供責任者(【A】訪問事業責任者)は、訪問サービ □いる
	スの計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はそ□いない
	の家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。
	5) サービス提供責任者 (【A】 訪問事業責任者) は、訪問サービ 口いる
	スの計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付□いない
	していますか。
	※ 交付したサービス計画は、2年間保存しなければならない。
	6) サービスの提供に当たっては、訪問サービスの計画に基づき 口いる
	利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 □いない
	7) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨と 口いる
	し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等につい 口いない
	て、理解しやすいように説明を行っていますか。
	8) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者 口いる
	等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除□いない
	き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体的拘束等」)を行っていますか。
	9) 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際 □いる
	の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し 口いない
	ていますか。

	10) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、 □いる
	適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 □いない
	11) サービス提供責任者(【A】 訪問事業責任者)は、訪問サービ 口いる
	スの計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1 □いない
	月に1回は、当該サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について当
	該サービスの提供に係る介護予防・生活支援サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告すると
	ともに、当該訪問サービスの計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回
	は、当該サービス計画の実施状況の把握(<u>以下「モニタリング」という</u> 。)を行っていますか。
	※ 介護予防支援事業者等に対する実施状況等の報告は、サービスが介護予防サービス計画等に即して適切に
	提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか
	等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。
	12) サービス提供責任者(【A】訪問事業責任者)は、モニタリン □いる
	グの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介 □いない
	護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告していますか。
	13) サービス提供責任者(【A】訪問事業責任者)は、モニタリン □いる
	グの結果を踏まえ、必要に応じて訪問サービスの計画の変更を □いない □
	行っていますか。
	※ モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支
	援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該訪問サービスの計画の変更を行うこと。
	14) 1)から10)までの規定は、訪問サービスの計画の変更につい □いる
	て準用していますか。
【相当・A】	1) サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメ □いる
3 サービスの	ント(利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営む┃□いない┃
提供に当たっ	ことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)において把握された課題、サービス
ての留意点	の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めていますか。
	2) 自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行しいる
	うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族又は地域□□いない□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮していますか。

第6 介護報	酬 (独自の単価設定以外は、原則として訪問介護の費用算定基	準に準ずる取扱いとなっている。)						
【相当·A】	注)単位数・地域区分別1単位の単価(以下「単位・単価」という。)の	適用について						
1 基本的事項								
	・ 志木市の被保険者は、志木市が定める単位・単価が適用される。							
	・ 当該事業所がB市の指定も受けている場合、B市の被保険者は、B市が定める単位・単価が適用される。							
	(事業所所在地である志木市の単位・単価が適用されるのではない。)							
	・ 住所地特例(※1)対象者に対する総合事業は、上記にかかわらて							
	行うものとされているため、当該施設所在地の市町村が定める単位・	・単価が適用される。						
	※1 住所地特例とは、住所地特例対象施設(※2)に入所・入居し	、その施設の所在地に住所を移した者については、						
	例外として施設入所・入居前の住所地の市町村が実施する介護保険の被保険者になるもの。							
	※2 介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等)、	特定施設(有料老人ホーム、軽費老人ホーム、一定						
	のサービス付き高齢者向け住宅)、養護老人ホーム	= = , , ,						
	注)以下の確認事項の内容は、志木市が定める単位・単価が適用される場	具会の内容としている						
	1) 費用の額は、志木市介護予防・日常生活支援総合事業第1号							
	事業に要する費用の額の算定に関する基準 別表第1により	[[] \ \7\$\ \]						
	算定していますか。							
	2) 費用の額は、上記基準第3条で規定する単価に、それぞれの	□いる						
	所定単位数を乗じて算定していますか。	□いない						
	※ 地域区分ごとの1単位の単価 10.84円							
	3) 単位数算定の際の端数処理: 単位数の算定は、基本となる	口いる						
	単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行							
	うたびに、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていますか。							
	4) 金額換算の際の端数処理: 算定された単位数から金額に換							
	算する際に生ずる1円未満 (小数点以下) の端数があるときは、	UV 75V \						
	端数を切り捨てていますか。							
	※ この計算の後、介護保険法施行規則140条の63の2第1項1号に							
	年厚生労働省告示72号)の制定文のただし書きに規定する単位	数の計算を行う場合も、小数点以下の端数処						
	理(四捨五入)を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乗	せされる単数が1単位に満たない場合は、1						
	単位に切り上げて算定する。							
【相当·A】	【相当】※ 指定相当訪問型サービスは、「身体介護中心型」及び	「生活援助中心型」の区分を一本化すること						
2 基本的な	とする。ただし、「通院等乗降介助」は算定しない。							
取扱い	【A】 ※ 指定訪問型サービスAは、「身体介護」は行わず、「生	活援助」のみを行う。						
17.374	※ 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について (平)							
	局老人福祉計画課長通知)」を参照のこと。	次12 10月11日7日时3月10万户上日七八八尺日田正						
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,							
	【相当】1) 身体介護のサービスは、次に該当する場合に、第1 号事業に要する費用として算定していますか。							
	・ 利用者の身体に直接接触して行う介助、これを行うため	- 7 7 7						
	に必要な準備及び後始末、利用者の日常生活を営むのに必							
	助で、1人の利用者に対して訪問介護員等が1対1で行う							
	※ 「生活援助従事者研修課程修了者」及び【A】で訪問介護							
	問介護員(朝霞市・志木市・新座市 認定訪問介護員合同養成研修を	を修了した者)」は、生活援助のサービスのみ提						
	供が可能であり、身体介護のサービスは提供できない。							
	【相当·A】2) 生活援助のサービスは、次に該当する場合に、第	□いる						
		_ ,						
i .	1 号事業に要する費用として算定していますか。	□いない						
		,.						
	・「単身の世帯に属する利用者」又は「家族・親族と同居	□非該当						
	・「単身の世帯に属する利用者」又は「家族・親族と同居 している利用者」であって、当該家族・親族の障害・疾病	□ 上 3 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
	・「単身の世帯に属する利用者」又は「家族・親族と同居 している利用者」であって、当該家族・親族の障害・疾病 親戚が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援	□ 上 3 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
	・「単身の世帯に属する利用者」又は「家族・親族と同居 している利用者」であって、当該家族・親族の障害・疾病 親戚が家事を行うことが困難であるものに対して、生活接 ービスを行った場合	□非該当 詩等の理由により、当該利用者又は当該家族・ 動(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)のサ						
	・「単身の世帯に属する利用者」又は「家族・親族と同居 している利用者」であって、当該家族・親族の障害・疾病 親戚が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援 ービスを行った場合 ※ 家族・親戚が家事を行うことが困難である場合には、当該	□非該当 『等の理由により、当該利用者又は当該家族・ 説助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)のサ 家族・親族の障害・疾病等の理由によるほか、						
	・「単身の世帯に属する利用者」又は「家族・親族と同居 している利用者」であって、当該家族・親族の障害・疾病 親戚が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援 ービスを行った場合 ※ 家族・親戚が家事を行うことが困難である場合には、当該 障害・疾病等がない場合であっても、同様のやむを得ない事	□非該当 『等の理由により、当該利用者又は当該家族・ 説助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)のサ 家族・親族の障害・疾病等の理由によるほか、						
	・「単身の世帯に属する利用者」又は「家族・親族と同居 している利用者」であって、当該家族・親族の障害・疾病 親戚が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援 ービスを行った場合 ※ 家族・親戚が家事を行うことが困難である場合には、当該 障害・疾病等がない場合であっても、同様のやむを得ない事 ※ 次のような行為は「生活援助」の内容に含まれない。	□非該当 『等の理由により、当該利用者又は当該家族・ 説助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)のサ 家族・親族の障害・疾病等の理由によるほか、						
	・「単身の世帯に属する利用者」又は「家族・親族と同居 している利用者」であって、当該家族・親族の障害・疾病 親戚が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援 ービスを行った場合 ※ 家族・親戚が家事を行うことが困難である場合には、当該 障害・疾病等がない場合であっても、同様のやむを得ない事 ※ 次のような行為は「生活援助」の内容に含まれない。 ① 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為	□非該当 詩等の理由により、当該利用者又は当該家族・ 強助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)のサ 家族・親族の障害・疾病等の理由によるほか、 時により家事が困難である場合を含む。						
	・「単身の世帯に属する利用者」又は「家族・親族と同居 している利用者」であって、当該家族・親族の障害・疾病 親戚が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援 ービスを行った場合 ※ 家族・親戚が家事を行うことが困難である場合には、当該 障害・疾病等がない場合であっても、同様のやむを得ない事 ※ 次のような行為は「生活援助」の内容に含まれない。	□非該当 詩等の理由により、当該利用者又は当該家族・ 強助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)のサ 家族・親族の障害・疾病等の理由によるほか、 時により家事が困難である場合を含む。						
	・「単身の世帯に属する利用者」又は「家族・親族と同居 している利用者」であって、当該家族・親族の障害・疾病 親戚が家事を行うことが困難であるものに対して、生活接 ービスを行った場合 ※ 家族・親戚が家事を行うことが困難である場合には、当該 障害・疾病等がない場合であっても、同様のやむを得ない事 ※ 次のような行為は「生活援助」の内容に含まれない。 ① 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為 ② 直接、本人の日常生活の援助像くしないと判断される行	□非該当 詩等の理由により、当該利用者又は当該家族・ 遺助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)のサ 家族・親族の障害・疾病等の理由によるほか、 時により家事が困難である場合を含む。						
	・「単身の世帯に属する利用者」又は「家族・親族と同居 している利用者」であって、当該家族・親族の障害・疾病 親戚が家事を行うことが困難であるものに対して、生活接 ービスを行った場合 ※ 家族・親戚が家事を行うことが困難である場合には、当該 障害・疾病等がない場合であっても、同様のやむを得ない事 ※ 次のような行為は「生活援助」の内容に含まれない。 ① 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為 ② 直接、本人の日常生活の援助像くしないと判断される行 【相当・A】3) 要支援者又は事業対象者の居宅以外で行われたサ	□非該当 □非該当 □非該当 □非該当 □非該当 □非該当 □非該当 □ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						
	・「単身の世帯に属する利用者」又は「家族・親族と同居 している利用者」であって、当該家族・親族の障害・疾病 親戚が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援 ービスを行った場合 ※ 家族・親戚が家事を行うことが困難である場合には、当該 障害・疾病等がない場合であっても、同様のやむを得ない事 ※ 次のような行為は「生活援助」の内容に含まれない。 ① 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為 ② 直接、本人の日常生活の援助像くしないと判断される行 【相当・A】3) 要支援者又は事業対象者の居宅以外で行われたサ ービスを算定していませんか。	□非該当 □非該当 □等の理由により、当該利用者又は当該家族・ 選助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)のサ 家族・親族の障害・疾病等の理由によるほか、 呼情により家事が困難である場合を含む。 □いる □いない						
	・「単身の世帯に属する利用者」又は「家族・親族と同居 している利用者」であって、当該家族・親族の障害・疾病 親戚が家事を行うことが困難であるものに対して、生活接 ービスを行った場合 ※ 家族・親戚が家事を行うことが困難である場合には、当該 障害・疾病等がない場合であっても、同様のやむを得ない事 ※ 次のような行為は「生活援助」の内容に含まれない。 ① 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為 ② 直接、本人の日常生活の援助像くしないと判断される行 【相当・A】3) 要支援者又は事業対象者の居宅以外で行われたサ	□非該当 詩等の理由により、当該利用者又は当該家族・ 動 (調理、洗濯、掃除等の家事の援助)のサ 家族・親族の障害・疾病等の理由によるほか、 情により家事が困難である場合を含む。 □いる □いない 定定できない。						

	A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR AND A A CONTRACTOR AND A C						
【相当·A】	1) 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養 口いる						
3 サービス	介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防┃□いない┃						
種類相互の	小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同 □非該当 □						
算定関係	生活介護を受けている間に、 <mark>指定相当訪問型</mark> サービス事業費又は指定訪問型サービスA事業費を算定していま						
	せんか。						
	2) 利用者が一の <mark>指定相当訪問型</mark> サービス事業所又は指定訪問 □いる						
	型サービスA事業所においてサービスを受けている間は、当該						
	事業所以外の <mark>指定相当訪問型</mark> サービス事業所又は指定訪問型 □非該当						
	サービスA事業所がサービスを行った場合に、 <mark>指定相当訪問型</mark> サービス事業費又は指定訪問型サービスA事業						
	費を算定していませんか。						
	3) 同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合 □いる						
	に、訪問サービスの所定単位数を算定していませんか。 □いない						
	※ 例えば、利用者が通所サービスを受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについ						
	ては、訪問介護の生活援助として行う場合は、本人の安否確認・健康チェック等も合わせて行うべきもので						
	あることから、所定単位数は算定できない。						
	利用者不在時の訪問サービスの取扱いについては、当該時間帯に通所サービスを利用するかどうかにかか						
	わらず、同様である。						
【相当·A】	【相当】1) 利用者に対して、、 <mark>指定相当訪問型</mark> サービスを行っ □いる						
4 基本となる	た場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ所定単 □いない						
サービス事業	位数を算定していますか。						
費	①訪問型サービス費 I 1176単位						
具	: 介護予防サービス計画 において、週1回程度のサービスが必要とされた者						
	②訪問型サービス費II 2349単位						
	: 介護予防サービス計画 において、週2回程度のサービスが必要とされた者						
	3. 対して () 過 2. 回 () 過 2. 回 () 回						
	: <mark>介護予防サービス計画</mark> において、週2回を超えるサービスが必要とされた者						
	【A】2) 利用者に対して、指定訪問型サービスAを行った場合に、口いる						
	次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ所定単位数を算定 口いない						
	していますか。						
	①訪問型サービス費 I a 794単位						
	: <mark>介護予防サービス計画等</mark> において、1週間に1回程度で、かつ20分以上45分未満のサービスが必						
	要とされた者						
	②訪問型サービス費 I b 9 7 7 単位						
	: 介護予防サービス計画等 において、1週間に1回程度で、かつ45分以上のサービスが必要とされ						
	た者						
	③訪問型サービス費Ⅱa 1588単位						
	: 介護予防サービス計画等 において、1週間に2回程度で、かつ20分以上45分未満のサービスが						
	必要とされた者						
	④訪問型サービス費Ⅱb 1953単位						
	: 介護予防サービス計画等 において、1週間に2回程度で、かつ45分以上のサービスが必要とされ						
	た者						
【共通】	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待 □いる						
5 高齢者虐待	防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する □いない						
防止措置未実	単位数を所定単位数から減算していますか。 □非該当						
施減算	【厚生労働大臣が定める基準(厚生労働大臣告示第129号の6)						
	第129号の6 指定相当訪問型サービス等における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準						
【訪介】も同様	指定相当訪問型サービス等基準第36条に規定する基準に適合していること。						
の減算あり							
	※高齢者虐待防止時実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定相当						
	訪問型サービス等基準第36条に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から						
	減算することになる。具体的には、、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催してい						
	ない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施し						
	ていない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やか						
	に改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に						
	報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について						
	所定単位数から減算することとする。						

【共通】	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務総続計 □いる
6 業務継続計	画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数 □いない
画未策定減算	を所定単位数から 減算 していますか。 □非該当
【訪介】も同様	【厚生労働大臣が定める基準(厚生労働大臣告示第129号の7)
の減算あり	第129号の7 指定相当訪問型サービス等における業務継続計画未策定減算の基準
V 7/19X 5F (V) 7	指定相当訪問型サービス等基準26条に規定する基準に適合していること。。
	※業務継続計画未策定減算については、指定相当訪問型サービス等基準第26条にに規定する基準に適合を
	満たさない事実が生じた場合に、その翌月(基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当
	該月)から基準が満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について所定単位
	数から減算することとする。
	なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及
	び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用しないが、義務となっているこ
	とを踏まえ、速やかに作成すること。
F+mal/ A3	
【相当·A】	「事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷口いる
7 同一建物に	地内の建物若しくは事業所と同一建物(<u>以下「同一敷地内建物</u> 口いない
居住する	<u>等」という。</u>)に居住する利用者」又は「事業所における1月 □非該当
利用者等の	当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者」に
取扱い	対して、サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定してい
	ますか。また、50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービスを行った場合は、1回につき
【訪介】も同様	所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。ただし、別に厚生労働大臣が定める基
の減算あり	準に該当する事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(事業所における1月当たりの利用者が同一敷
	地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、サービスを行った場合は、1回
	につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定していますか。
	※ 訪問介護での平成30年度の改定事項のうち、15%減算と区分支給限度基準額の対象外化(減算を受けてい
	る者の区分支給限度基準額を計算する際に、減算前の単位数を用いること)については、【相当・A】には適用されない。
【相当·A】	新規に訪問サービスの計画を作成した利用者に対して、サーロいる
8 初回加算	ビス提供責任者(【A】訪問事業責任者)が初回若しくは初回の「□いない」
	サービスを行った日の属する月にサービスを行った場合又は「□非該当」
【訪介】も同様	訪問介護員等が初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った際にサービス提供責
の加算あり	任者(【A】訪問事業責任者)が同行した場合は、1月につき200単位を加算していますか。
V 2/3H 9F Q27	※ 本加算は、利用者が過去2月間に、当該事業所からサービスの提供を受けていない場合に算定されるもの
	である。その場合の2月間とは、暦月(月の初日から月の末日まで)によるものとする。
	※ サービス提供責任者(【A】 訪問事業責任者)が、サービスに同行した場合は、同行訪問した旨を記録するこ
	と。この場合、サービス提供責任者 (【A】 訪問事業責任者) は、サービスに要する時間を通じて滞在すること
	こ。この場合、リービス提供負任有(Mind事業負任有)は、リービスに要りる時間を通じて保任することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で途中で現場を離れた場合でも、算定は可能である。
T+DN/ AT	
【相当·A】 9 生活機能	サービス提供責任者(【A】訪問事業責任者)が、指定訪問リ 口いる ハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所 口いない
向上連携	又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院に□非該当□
加算(I)	あっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないも
Fall A Da Hala	のに限る。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)の助言(アセ
【訪介】も同様	スメント・カンファレンス)に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問サービスの計画を作成(変更)し、
の加算あり	当該計画に基づくサービスを行ったときは、初回の当該サービスが行われた日の属する月に、100単位を
	加算していますか。
	●連携している外部のリハビリテーション専門職の氏名・資格
	※ リハビリテーションを実施している医療提供施設
	診療報酬における疾患別リハビリテーション科の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保
	健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院
	※ 本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把
	握した上でサービス提供責任者(【A】訪問事業責任者)に助言を行い、サービス提供責任者(【A】訪問事業責
	任者)が、助言に基づき訪問サービスの計画を作成(変更)するとともに、計画作成から3月経過後、目標
	任者が、助言に基づる訪問サービへの計画を作成(変更)するとともに、計画作成がり3月経過後、日標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に定期的に報告することを評価するものである。
	※ 当該訪問サービスの計画に基づきサービスを提供した初回の月に限り、算定するものである。
	なお、理学療法士等の助言に基づき訪問サービスの計画を見直した場合には、本加算を算定することは可

	能であるが、利用者の急性増悪等により訪問サービスの計画を見直した場合を除き、当該訪問サービスの計
	画に基づきサービスを提供した翌月及び翌々月には、本加算は算定できない。
	【手順】
	① 「生活機能の向上を目的とした」訪問サービスの計画として、 □適合
	利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、口不適合
	単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自
	立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護
	員等が提供するサービスの内容を定めていること。
	② ①の訪問サービスの計画の作成に当たり、指定訪問リハビリ □適合
	テーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリ□不適合□
	ハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関す
	る状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテ
	ーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、、 <mark>相当訪問型</mark> サービス・指定訪問型サービ
	スA事業所のサービス提供責任者(【A】訪問事業責任者)と連携してICTを活用した動画やテレビ電話装置
	等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。)を用いて把握した上で、当該
	サービス事業所のサービス提供責任者(【A】訪問事業責任者)に助言を行うこと。
	※ ICTを活用した動画やテレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な
	機器をいう。)を用いる場合は、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把
	握できるよう、理学療法士等とサービス提供責任者(【A】訪問事業責任者)で前に方法等を調整するものとす
	る。
	③ サービス提供責任者(【A】訪問事業責任者)は、②の助言に □適合
	基づき、生活機能アセスメント(以下の※)を行った上で、① □不適合
	の訪問サービスの計画を作成すること。
	※ 生活機能アセスメント 新田老のADI (常) Fig. 12 ** Latin ** April **
	利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、
	買物、金銭管理、服薬状況等)に関する利用者の状況につき、理学療法士等とサービス提供責任者(【A】訪
	問事業責任者)が共同して、現在の状況及びその改善可能性を評価すること。
	※ 訪問サービスの計画には、②の助言内容を記載すること。
	④ ①の訪問サービスの計画には、生活機能アセスメントの結果 □適合
	のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の□□不適合□
	向上に資する内容を記載すること。
	a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容
	b 生活機能アセスメントの結果に基づき、a の内容について定めた3月を目途とする達成目標
	c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標
	d b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容
	⑤ ④の b 及び c の達成目標は、利用者の意向及び利用者を担 □適合 □
	当する介護予防支援事業所等の担当職員の意見を踏まえ策定 □不適合
	するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例え
	ば、当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作(立位又は座位の
	保持等)の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。
	※ ①の訪問サービスの計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行うサービスの内容としては、例えば、次
	のようなものが考えられる。
	達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する(1月目、2月目の目標として座位の
	保持時間)」を設定。
	(1月目)訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を
	保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。
	(2月目) ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を
	行う。
	17.。 (3月目)ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に
	応じて介助を行う (訪問介護員等は、指定訪問介護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等に
	心して用助を行う)。 ついて確認を行う)。
	⑥ 計画作成から3月経過後、目標の設定度合いについて、利用 □適合 □ ★BCX開学療法士等に報告すること
F4myl AT	者及び理学療法士等に報告すること。 □不適合 □不適合
【相当·A】	利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定□いる
9 生活機能	通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実 □いない
向上連携	施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床 □非該当

加算(Ⅱ)

【訪介】も同様 の加算あり 未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として、当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者(【A】訪問事業責任者)が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問サービスの計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、当該訪問サービスの計画に基づくサービスを行ったときは、初回の当該サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき200単位を加算していますか。

●連携している外部のリハビリテーション専門職の氏名・資格

※ リハビリテーションを実施している)医療提供施設
--------------------	---------

診療報酬における疾患別リハビリテーション科の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保 健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院

※ 本加算は、手順②の評価に基づき、手順①の訪問サービスの計画に基づき提供された初回のサービスの提供日が属する月以降3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて算定しようとする場合は、再度手順②の評価に基づき訪問サービスの計画を見直す必要がある。

なお、当該3月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の 提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能である。

【手順】

① 「生活機能の向上を目的とした」訪問サービスの計画として、	□適合		
利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、	□不適合		
単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、	日々の暮ら	しの中で当該行為を可	」 「能な限り自
立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性	に応じた具	具体的目標を定めた上で	5、訪問介護
員等が提供するサービスの内容を定めていること。			

② ①の訪問サービスの計画の作成に当たり、指定訪問リハビリ □適合 テーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリ □不適合

ハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が利用者の居宅を訪問する際にサービス提供 責任者(【A】訪問事業責任者)が同行する又は当該理学療法士等及びサービス提供責任者(【A】訪問事業責任 者)が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス(サービス担当者会議として開催されるものを 除く。)を行い、共同して当該利用者の生活機能アセスメント(以下の※)を行うこと。

※ 生活機能アセスメント

利用者のADL (寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL (調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)に関する利用者の状況につき、理学療法士等とサービス提供責任者 (【A】 訪問事業責任者)が共同して、現在の状況及びその改善可能性を評価すること。

※ カンファレンスは、テレビ電話装置(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。)を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護 関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管 理に関するガイドライン」等を遵守すること。

この場合のカンファレンスは、サービス担当者会議の前後に時間を区分した上で、サービス提供責任者([A] 訪問事業責任者)及び理学療法士等により実施されるもので差し支えない。

③ ①の訪問サービスの計画には、生活機能アセスメントの結果 □適合 のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の □不適合 向上に資する内容を記載すること。

- a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容
- b 生活機能アセスメントの結果に基づき、a の内容について定めた3月を目途とする達成目標
- c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標
- d b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容
- ④ ③の b 及び c の達成目標は、利用者の意向及び利用者を担 □適合 当する介護予防支援事業所等の担当職員の意見を踏まえ策定 □不適合

するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば、当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作(立位又は座位の保持等)の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。

※ ①の訪問サービスの計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行うサービスの内容としては、例えば、次のようなものが考えられる。

達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する(1月目、2月目の目標として座位の保持時間)」を設定。

(1月目) 訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を

	保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。
	(2月目) ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を 行う。
	117。 (3月目) ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に
	応じて介助を行う(訪問介護員等は、指定訪問介護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等に
	ついて確認を行う)。 ⑤ 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合い □適合
	につき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用して適合
	者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況
	及び3の b の達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。
10 口腔連携	下記の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所が、利用者に対しサービ
機能強化加算	スを提供した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。
	① 口 腔連携機能強化加算 月1回50単位 □いる □いない □非該当
【訪介】も同様 の加算あり	※歯科点数表のC000歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を 乗ばな様気等サーに担診するような関係を促出し、その長さ立事等で取り込み、東端氏の分散者が見触の健康性
V/加昇(V)'/	受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決め、事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供した場合に加算で
	ある。
	なお、次の(i~iii)いずれにも該当していないこと。
	i 他の介護サービス事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い口腔・栄
	養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定してい
	るとき
	ii 当該利用者について、口腔の栄養状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養
	例し、初回の古七原食官理指導を行つに口の属する月を味る、圏科医師又は圏科単生工が1つ古七原食 管理指導を算定しているとき
	iii 当該事業所以外の訪問介護事業所又は他の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔
	連携強化加算を算定しているとき
【相当】	下記の厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市に
11 介護職員	届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを提供した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月
等処遇改善加	31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。
算	※ (I) ~ (Ⅲ) は併算定不可 ①介護職員等処遇改善加算 (I) □いる □いない □非該当
【訪介】も同様	基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000分の245
の加算あり	に相当する単位数
	②介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) □いる □いない □非該当
	基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000分の224
	に相当する単位数
	③介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) □いる □いない □非該当
	基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000分の182 に相当する単位数
	(A)
	基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000分の145
	に相当する単位数
	【厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)】
	「介護職員等処遇改善加算(I)、(II)、(III)、(IV)の欄で \bigcirc が付いている要件のいずれにも適合すること
	I II II II
	○○○ i i ① 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合 □適合
	の の し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込 □不適合
	が、が、し、がり、員金の音に要する資用の見込組が「設職員等が過ぬ音加算の算定見込む」 第 第 額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講 定 定 じていること。
	i 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定すること
	が見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充て
	は、当時であること。 ii 当該事業所において、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善後の
	賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善
	加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難で
	ある場合はこの限りでないこと。

● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	i			U	② 当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の 当該事業所の職員 の処遇改善の計画等を記載した 介護職員等
 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	 ○ ○ ○ ● 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する月線を市に報告すること。 ○ ○ ○ ● 第定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法 景価賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ○ ○ ○ ● 3該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 ○ ○ ○ ● 3該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 1 [キャリアバス要件 I] (次の1)、2)のいずれにも適合すること) 1) 介護職員の資金に関するものを含む。)を定めていること。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ [キャリアバス要件 II] (次の1)、2)のいずれにも適合すること) 1) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の身施又は研修の機会を確保していること。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ [本・リアバス要件 II] (次の1)、2)のいずれにも適合すること) 1) 介護職員の経験を確保していること。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ [本・リアバス要件 III] (次の1)、2)のいずれにも適合すること) 1) 介護職員の経験者しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期。昇給を制定する仕組みを設けていること。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ [職場環境等要件] ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善のと除る。) 及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見る額を全ての介護職員に周知していること。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					処遇改善計画書 を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ていること。
 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	0	0	0	0	③ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			.ii	L	④ 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実
最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、割金以上の刑に処せられていないこと。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 書該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ □ [キャリアバス要件 I] (次の1)、2)のいずれにも適合すること) 1) 介護職員の俗財のでは、会ての介護職員に周知していること。 ○ ○ ○ □ □ [キャリアバス要件 II] (次の1)、2)のいずれにも適合すること) 1) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の身施にはいて、会での介護職員に周知していること。 ○ ○ □ □ □ □ □ [キャリアバス要件 II] (次の1)、2)のいずれにも適合すること) 1) 介護職員の経験者していること。 2) 1)について、全ての介護職員に周知していること。 2) 1)について、全での介護職員に周知していること。 ○ □ □ □ □ [キャリアバス要件 II] (次の1)、2)のいずれにも適合すること) 1) 介護職員の経験者しくは資格等に応じて昇給する付組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する付組みを設けていること。 ② □ □ □ □ [中端場環境等要件] ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	最低質会法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、	\cap	$\overline{}$	\cap	\circ	12 t = 1
 ○ ○ ○ ○ ○ ⑤ 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 ○ ○ ○ ⑦-1 [キャリアパス要件 I] (次の1)、2)のいずれにも適合すること)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ □ [キャリアバス要件I] (次の1)、2)のいずれにも適合すること。 ○ ○ ○ ○ □ [キャリアバス要件I] (次の1)、2)のいずれにも適合すること。 1) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 ② 1)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ○ ○ ○ □ ○ □ [キャリアバス要件II] (次の1)、2)のいずれにも適合すること) 1) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の集施又は研修の機会を確保していること。 ② 1)について、全ての介護職員に周知していること。 ② 1)について、全ての介護職員に周知していること。 ② 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ② 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ② 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ② 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ② 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 ② ② 「職場環境等要件」②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 ③ ②の処遇改善の内容等に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ③ 「のの選及書加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ② 1)にない □非該当 ⑤介護職員等処遇改善加算(I)を届け出てより、かつ、介護職員等をで支援加算を届け出ていないこと。 ② 2)上記ける介護職員等や一支援加算を届け出ていないこと。 ② 2)上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①iのまでに掲げる基準のいずれいも適合すること。 ② 1)2のいずれいも適合すること。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				U	最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、
 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ [キャリアバス要件 I] (次の1)、2)のいずれにも適合すること)		<u> </u>			罰金以上の刑に処せられていないこと。
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ [キャリアバス要件 I] (次の1)、2)のいずれにも適合すること)	0	0	0	0	⑥ 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
するものを含む。)を定めていること。 2) 1)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 2) 1)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 1) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の集施又は研修の機会を確保していること。 2) 1)について、全ての介護職員に周知していること。 2) 1)について、全ての介護職員に周知していること。 1) 介護職員の経験者しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 8 「職場環境等要件」 ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 8 「の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 9 「多の処遇改善の計画型サービス費における特定事業所加算(1) 又は(II) のいずれかを届け出ていること。 6 「分護職員等処遇改善加算(V)(1) □いる □いない □非該当基本となる単位と各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二等一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I) 及び介護職員等特定処遇改善加算(I) を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i	するものを含む。)を定めていること。 2) 1)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 2) 1)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 1) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の身施又は研修の機会を確保していること。 2) 1)について、全ての介護職員に周知していること。 2) 1)について、全ての介護職員に周知していること。 1) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 3 ⑧ の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 9 ⑨ の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 4 ① (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算(1)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 5 介護職員等処遇改善加算(V)(1) □いる □いない □非該当本となる単位と各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等に過る基準のよびおはこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①ii ⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	するものを含む。)を定めていること。 2) 1)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ○ ○ ○ ② 2 [キャリアパス要件!1] (次の1)、2)のいずれにも適合すること) 1) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の3 施又は研修の機会を確保していること。 2) 1)について、全ての介護職員に周知していること。 2) 1)について、全ての介護職員に周知していること。 2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ○ ○ ○ ③ [職場環境等契件! ② ②の品出に係る計画の期間に実施する課題の必要改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善の内容(「金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善の内容・同の見込額を全ての介護職員に周知していること。 ③ ③ ②の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ④ ① ● ③ の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法によりな表していること。 ⑤ 介護職員等処遇改善加算(V)(1) □ □ いる □ いない □ 非該当基本となる単位こ各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数、次要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正的の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二等規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(1)及び介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、介護職員等等の選及を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で① i ①までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥ 介護職員等処遇改善加算()(2) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	0	0	0	0	
2) 1)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ [キャリアパス要件Ⅱ] (次の1)、2)のいずれにも適合すること) 1) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 2) 1)について、全ての介護職員に周知していること。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	② 1)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	② 1) の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	l.				
 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
施又は研修の機会を確保していること。 2) 1)について、全ての介護職員に周知していること。 2) 1)について、全ての介護職員に周知していること。 1) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 () () () () () () () () () () () () () (施又は研修の機会を確保していること。 ② 1)について、全ての介護職員に周知していること。 ② つ3 [キャリアパス要件Ⅲ] (次の1)、2)のいずれにも適合すること) 1) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 ② 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ② 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 〇 ③ [職場環境等要件] ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 〇 ③ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ① ① (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ⑤介護職員等処遇改善加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ペー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	施又は研修の機会を確保していること。 2) 1)について、全ての介護職員に周知していること。 2) 1)について、全ての介護職員に周知していること。 1) 介護職員の経験者しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (四) (日本の主に関するものを除く。) 及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 (回) (分護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算(1)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 (回) (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算(1) 又は(II)のいずれかを届け出ていること。 (回) (小さい 口非該当 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(1)及び介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第55号 第48号)で①「回までに掲げる基準のより計算と行って算定した単位数合計の100208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(II)、公司にない「非該当基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の10020日は相当する単位数	0	0	0		
2) 1)について、全ての介護職員に周知していること。	② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	② 1)について、全ての介護職員に周知していること。					
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○					
1) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ○ ○ ○ ③ [職場環境等要件] ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 ③ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ④ ① ① ① ① ① ① ① ① ① ① ① ① ② ③ ② ② ② ② ② ②	1) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 2) 」)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 3) 「職場環境等要件」 ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 ⑤ の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ⑥ (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生失機大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ⑤ 介護職員等処遇改善加算(V)(1) □いる □いない □非該当本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件		<u> </u>			
づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ○ ③ ① ③ [職場環境等要件] ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 ③ ② の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ○ ① ① ① ① ① ② ② の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ○ ① ① ① ① ① ① ① ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②	一 づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ○ ○ ○ ③ [職場環境等要件] ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 ③ ③ 例の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ③ ① (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ⑤介護職員等処遇改善加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2)	づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 ② 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ③ 1	0	0	0		
2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 〇 〇 ⑧ 『職場環境等要件] ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 ⑨ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ⑩ (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ⑤ 介護職員等処遇改善加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i	② 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ○ ○ ③ 8 [職場環境等要件] ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 ○ ○ ③ 8の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ○ ○ ① (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ⑤ 介護職員等処遇改善加算(V)(1) □いる □いない □非該当本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1)令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2)上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ①までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥ 介護職員等処遇改善加算(V)(2) □いる □いない □非該当	2) 1)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 〇〇〇〇 ⑧ [職場環境等要件] ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金收益に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 ⑨ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ① (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生失働大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算(1)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ⑤介護職員等処遇改善加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等へ支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100多に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ペースアップ等支援加算をること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①iiまで、⑦-1①-2まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)③ 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1002001に相当する単位数					
○ ○ ○ ○ ⑧ 「職場環境等要件」 ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。	○ ○ ○ ○ ○ ⑧ [職場環境等要件] ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 ○ ○ ○ ◎ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ○ ○ ① (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ⑤介護職員等処遇改善加算(V)(1) □いる □いない □非該当 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i 1 ⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) □いる □いない □非該当	○ ○ ○ ○ ○ ③ 「職場環境等要件」 ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 ③ ③の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ① (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生学働大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ⑤介護職員等処遇改善加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ペー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i・⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) □いる □いない □非該当本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1002の8に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ペースアップ等支援加算をること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①iiまで、⑦-10~2まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ②介護職員等処遇改善加算(V)(3) □いる □いない □非該当基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100201相当る単位数					
用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 ③ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ① ① (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ⑤介護職員等処遇改善加算(V)(1) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i	用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 ② ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ③ ⑨ (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ⑤介護職員等処遇改善加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ペー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) □いる□いない□非該当本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ペースアップ等支援加算をること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①iiまで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ②介護職員等処遇改善加算(V)(3) □いる□いない□非該当基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100201に相当する単位数	0	0	\bigcirc		
○ ○ ● ⑧ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	○ ○ ● ③ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ① (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ⑤介護職員等処遇改善加算(V)(1) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費
はいる表していること。 「① (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算 (I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 「⑤介護職員等処遇改善加算 (V) (1) □いる □いない □非該当 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 「① 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ペー支援加算を届け出ていないこと。 「② 上記の厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で① i ⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	はり公表していること。 ① (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ⑤介護職員等処遇改善加算(V)(1) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1)令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2)上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2)	はり公表していること。 ① (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生学働大臣が定める基準別表単位数表の) 訪問型サービス費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ⑤介護職員等処遇改善加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1)令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2)上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号第48号)で①i⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)② 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100208に相当する単位数 ※要件 (1)令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ペースアップ等支援加算をること。 (2)上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号第48号)で①iまで、⑦-1②-2まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)③) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の10020に相当する単位数	$\overline{}$	 _	ļ		
① (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ⑤介護職員等処遇改善加算(V)(1) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ①までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	○ ⑩ (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ⑤介護職員等処遇改善加算(V)(1) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ペー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2)	○ ① ① ① ① ① ① ① ① ① ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②	U	U			• • · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ⑤介護職員等処遇改善加算(V)(1) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1)令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2)上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ①までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ⑤介護職員等処遇改善加算(V)(1) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関すー部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2)	(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 ⑤介護職員等処遇改善加算(V)(1) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位教表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ペー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ペースアップ等支援加算をること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①iiまで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の10020に相当する単位数	0	†			⑩ (介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労
⑤介護職員等処遇改善加算 (V) (1) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関すー部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	⑤介護職員等処遇改善加算 (V) (1) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関すー部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) □いる □いない □非該当	⑤介護職員等処遇改善加算(V)(I) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算をること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①iiまで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の10020に相当する単位数					働大臣が定める基準別表単位数表の)訪問型サービス費における特定事業所加算
基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i	基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ペー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2)	基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す 一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ペー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) □いる □いない □非該当基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ペースアップ等支援加算をること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①iiまで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3) □いる □いない □非該当基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の10020に相当する単位数		<u> </u>	<u> </u>		(1)又は(1)のいすれかを届け出ていること。
基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i	基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ペー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2)	基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す 一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ペー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) □いる □いない □非該当基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ペースアップ等支援加算をること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①iiまで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3) □いる □いない □非該当基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の10020に相当する単位数	(5)	介譜	職員	等	小遇改善加賃(∀)(1) □いろ □いない □非該当
※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す 一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一 規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職 加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等べ一 支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) □いる □いない □非該当	※要件 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) □いる □いない □非該当基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算をあこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①iiまで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3) □いる □いない □非該当基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100201日当する単位数	Ψ.				
 (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①iのまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。 	(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す 一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一 規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職 加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ペー 支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2)	(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関す一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) □いる □いない □非該当基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算をること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①iiまで、②-1⑦-2まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3) □いる □いない □非該当基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の10020に相当する単位数		に相	当す	る	单位数
一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i 101111111111111111111111111111111111	一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ①までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2)	一部を改正する告示による改正前の「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) □いる □いない □非該当基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算をること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①iiまで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3) □いる □いない □非該当基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の10020に相当する単位数	7				
規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) □いる □いない □非該当	規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ①までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) □いる □いない □非該当 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算をること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①ii まで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3) □いる □いない □非該当 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の10020目割する単位数		C		_	
加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等べー 支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ペー 支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) □いる □いない □非該当	加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ペー支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) □いる □いない □非該当 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職 加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ペースアップ等支援加算を ること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①ii まで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3) □いる □いない □非該当 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100201に相当する単位数					
(2) 上記の厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号 第48号) で① i ⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	(2) 上記の厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号 第48号) で① i ⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) □いる □いない □非該当	(2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①i ①までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100 208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算をること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①ii まで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の10020に相当する単位数					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2)□いる □いない □非該当	⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) □いる □いない □非該当 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100 208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算をること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①iiまで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3) □いる □いない □非該当基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の10020に相当する単位数			-	卢摇 ·	10算を届け出ていないこと。
	⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2) □いる □いない □非該当	⑥介護職員等処遇改善加算(V)(2)			_		
		基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算をること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で① ii まで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3) □いる □いない □非該当基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の10020に相当する単位数		(2	2)	Ŀ	
		(1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算をること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①iiまで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3) □いる □いない □非該当基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の10020に相当する単位数		介護基	2) 順 職員 本と	上 りま う き な	でに掲げる基準のいずれにも適合すること。 処遇改善加算(V)(2) □いる □いない □非該当 る単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100
208に相当する単位数		ること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①ii まで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3) 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の10020に相当する単位数		介護 基 20	2) 職員 本と 8に	上 りま う き な	でに掲げる基準のいずれにも適合すること。 処遇改善加算(V)(2) ロいる 口いない 口非該当 る単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100
208に相当する単位数 ※要件	※要件	(2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①ii まで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3) □いる □いない □非該当 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100 200に相当する単位数		介護 基 20 要	2) 職 職本 8に 件	上ま等な相	でに掲げる基準のいずれにも適合すること。 処遇改善加算(V)(2) ロいる 口いない 口非該当 る単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100 当する単位数
208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職	※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職	まで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3)		介護 基 20 要	2) 職権 (株本) (株)	上ま等な相合	でに掲げる基準のいずれにも適合すること。 処遇改善加算(V)(2) ロいる ロいない 口非該当 る単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100 当する単位数 和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職
208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職 加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を ること。	※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職 加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を ること。	⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3) □いる □いない □非該当 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の10020に相当する単位数		介護 20 ※ (2) 職本8件1) 加る	上ま等な相令算こ	でに掲げる基準のいずれにも適合すること。 加遇改善加算(V)(2) る単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100当する単位数 和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算をと。
208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職 加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を ること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①ii	※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職 加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を ること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①ii	基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100 200に相当する単位数		介護 20 ※ (2) 職本8件1) かる2)	上ま等な相令算こ上	でに掲げる基準のいずれにも適合すること。 加遇改善加算(V)(2) る単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100当する単位数 和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職(I)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算をと。 記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①ii
208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職 加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を ること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で① ii まで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(I)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算をること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で① ii まで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	200に相当する単位数		介護 20 ※ ()	2) 環職 8は 1) かる 2) ま	上ま等な相 令算こ上で	でに掲げる基準のいずれにも適合すること。 加遇改善加算(V)(2) る単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100当する単位数 和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算をと。 記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①ii、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職 加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を ること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で① ii まで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3)	※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算をること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①iiまで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3)		:	介護 20 () ()	2) 順義とに 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	上ま等な相 令算こ上で等	でに掲げる基準のいずれにも適合すること。 の遇改善加算(V)(2) る単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100当する単位数 和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算をと。 記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で① ii、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 の遇改善加算(V)(3)
208に相当する単位数 ※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職 加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を ること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①ii まで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3) ロいる ロいない 口非該当 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100	※要件 (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算をること。 (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①iiまで、⑦-1⑦-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑦介護職員等処遇改善加算(V)(3) 本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100		7	介 2 2 ※ () 一	2)職本8件1 2 職本8件1 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	上ま等な相 令算こ上で等な	でに掲げる基準のいずれにも適合すること。 加遇改善加算(V)(2) る単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100当する単位数 和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算をと。 記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①ii、②-1②-2まで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 加遇改善加算(V)(3) 「回いる 回いない 回非該当 る単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の100

加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①ii 及び②から ⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

⑧介護職員等処遇改善加算(V)(4)

口いる 口いない 口非該当

基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000分の 187に相当する単位数

※要件

- (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職員処遇改善加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号 第48号) で① ii 、②から⑥ まで、⑦-1⑦-2まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ⑨介護職員等処遇改善加算(V)(5)

口いる 口いない 口非該当

基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000分の 184に相当する単位数

※要件

- (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の通所型サービス費」における介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号 第48号) で① ii 、②から⑥ まで、⑦-1⑦-2まで、⑧及び⑩に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ⑩介護職員等処遇改善加算(V)(6)

口いる 口いない 口非該当

基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000分の 163に相当する単位数

※要件

- (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職員処遇改善加算(II)及び介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号 第48号) で① ii 、②から⑥ まで、⑦-1⑦-2まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ①介護職員等処遇改善加算(V)(7)

口いる 口いない 口非該当

基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000分の 163に相当する単位数

※要件

- (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職員処遇改善加算(I)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①ii、②から⑥まで、⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- 迎介護職員等処遇改善加算(V)(8)

口いる 口いない 口非該当

基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000分の 158に相当する単位数

※要件

- (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職員処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①(i及びiiに

	+
係る部分を除く。)及び②から⑧までに掲げる	
③介護職員等処遇改善加算(V)(9)	口いる 口いない 口非該当
	D計算を行って算定した単位数合計の1000分の
142に相当する単位数	
※要件 (4)	
	対表の訪問型サービス費」における介護職員処遇改善加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	『介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ているこ
	F 厚生労働省告示第95号 第48号)で① ii 、②から⑥ま トァー L
で、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合す	·
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	
(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。	
	は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含
む。)を定めていること。	人での人芸師は早に田内にマンファート
b aの要件について書面をもって作成し	、主(の)「護麻貝に向知していること。
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。	? 弘南大体中! 水赤江南山及飞江极办中恢复计过极办
	S計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の
機会を確保していること。	プレスー L
b aについて、全ての介護職員に周知し	□いる □いない □非該当
(4)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	
	D計算を行って算定した単位数合計の1000分の
139に相当する単位数	
※要件 (1) 全知の左に見る1日において現に「旧巻仕巻	ᆥᆿᄼᆉᄞᅖᄔᄔᅟᅝᆿᆂᆡᇅᅪᆟᆚᄀᄾᇏᄥᄝᇭᄜᇄᅷᇄ
	(表の訪問型サービス費」における介護職員処遇改善加 日は出ており、から、人等職員策が、スマルプ第末機
	E届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援
加算を届け出ていないこと。	
(2) 工能の厚生分割人民が定める基準(平成27年で及び8から他までに掲げる基準のいずれにも	F厚生労働省告示第95号 第48号)で① ii 、②から⑥ま ・済みナスニト
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。	
	は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含
む。)を定めていること。	人での人芸地とに田石リーマンフェート
b aの要件について書面をもって作成し	
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。	。 6計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の
a 介護職員の負責の向上の支援に関する 機会を確保していること。	B計画で東足し、ヨ談計画に派る切形の夫他又は明修の
	ナ ハスート
b aについて、全ての介護職員に周知し	
⑤介護職員等処遇改善加算(V)(11)	□いる □いない □非該当
	D計算を行って算定した単位数合計の1000分の
121に相当する単位数	
※要件	。 ※上士 ホテレロロエル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	数表の訪問型サービス費」における介護職員処遇改善
	定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースア
ップ等支援加算を届け出ていないこと。	FELWEI/04 - MOTO - MAGE
	年厚生労働省告示第95号 第48号)で①(i及びiiに係るまなのに担ばるまだのいだかにもごさんまる。
	で及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。
⑥介護職員等処遇改善加算(V)(12)	口いる 口いない 口非該当

基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000分の 118に相当する単位数

※要件

- (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職員処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、介護職員等ペースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号 第48号) で① ii 、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b alcついて、全ての介護職員に周知していること。

①介護職員等処遇改善加算(V)(13)

口いる 口いない 口非該当

基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000分の100に相当する単位数

※要件

- (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職員処遇改善加算(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)を届け出ていないこと。
- (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①(i及びiiに係る部分を除く。)、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の 機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。

18介護職員等処遇改善加算(V)(14)

口いる 口いない 口非該当

基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の1000分の76に相当する単位数

※要件

- (1) 令和6年5月31日において現に「旧単位数表の訪問型サービス費」における介護職員処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) 上記の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号 第48号)で①(i及びiiに係る部分を除く。)、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の 機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- ■「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月15日老発0315第2号 厚生労働省老健局長通知)を参照のこと。
- 注)「中山間地域等居住者サービス提供加算」は省略している。

第7 その他 【相当·A】 事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があった□いる 1 変更の とき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内にその □いない 届出 □非該当 旨を市に届け出ていますか。 ※ 届出が必要な変更事項 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名 ③申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。) ④建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名及び住所 ⑥運営規程 ※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市に 届け出ること。 ※ 運営規定の内容のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」については、その変更の届出は1年のうち の一定の時期に行うことで足りる。仮に1年の間に2回以上、従業者の日々の変動などがあったとしても、 「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る運営規定の変更の届出は年1回ということになる。

(平成27年3月2日・全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料)